

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
F	医療	90	(歯科衛生士)歯科保健業務	2人程度	歯科衛生士の資格を有すること 普通自動車運転免許を有すること
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物応用歯予防、ブラッシング指導、歯科保健教育、相談 ・在宅療養者等への訪問指導 ・その他歯科保健活動全般に係る業務 			
勤務日及び勤務時間		<p>1週間の勤務日</p> <p>①月曜日から金曜日までのうち3日間</p> <p>②月曜日から金曜日まで5日間</p> <p>1日の勤務時間</p> <p>午前9時00分から午後4時00分まで(6時間)</p> <p>1週間の勤務時間</p> <p>①計18時間</p> <p>②計30時間</p> <p>休憩時間 1時間</p> <p>※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある</p>			
勤務場所		健康づくり課(島田市中河町283番の1)ほか			
休日等		<p>週休日(土曜、日曜及び①勤務の場合週の中で指定する2日)</p> <p>国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>令和4年12月29日から令和5年1月3日まで</p>			
報酬等		<p>1 報酬月額(①は週18時間勤務の場合、②は週30時間勤務の場合)</p> <p>(1)在宅療養者等への訪問指導について3年以上の実務経験がある場合</p> <p>①103,865円、②173,109円</p> <p>(2)上記(1)以外の場合 ①87,514円、②145,858円</p> <p>※経験年数等に応じて加算されることがある</p> <p>※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある</p> <p>※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給</p> <p>2 費用弁償</p> <p>通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給</p> <p>3 手当</p> <p>期末手当を関係例規に基づき支給</p> <p>※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある</p>			
所管課等 (問い合わせ先)		健康づくり課健康支援係 (0547-34-3281)			

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。